

金沢学院大学・金沢学院短期大学における 公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

(令和3年4月1日策定)

金沢学院大学・金沢学院短期大学は、「金沢学院大学・金沢学院短期大学における公的研究費の取扱いに関する規程」第7条第2項に定めるコンプライアンス教育及び啓発活動の具体的な実施計画を以下の通り策定し、実施するものとする。

区分	コンプライアンス教育	啓発活動
1. 対象	本学の公的研究費の運営及び管理に関わるすべての教職員等	全教職員
2. 目的	自身を取り扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、どのような行為が不正に当たるかなどの理解を図る	不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図る
3. 実施方法	説明会、e-learning 等による教育の実施	学内ポータルサイト掲示板及びメールを活用した啓発活動の実施
4. 実施時期	説明会（年1回） e-learning（採用時他）	年4回以上